

海外募集型企画旅行ご旅行条件書

この旅行条件はルックJTBなど本文第2項に掲げる各社の海外募集型企画旅行に適用します

- 本旅行条件書の意義**
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。
- 募集型企画旅行**
 - この旅行は、以下の各社のうちホームページ・パンフレット等に記載する旅行会社（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することとなります。
 - （株）JTB（東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 64 号）
 - （株）JTBグローバル（東京都品川区東品川 2-3-11 観光庁長官登録旅行業第 712 号）
 - （株）JTB沖縄（沖縄県那覇市旭町 112-1 観光庁長官登録旅行業第 1492 号）
 - （株）JTBグローバルマーケティング&トラベル（東京都品川区東品川 2-3-14 観光庁長官登録旅行業第 1723 号）
 - （株）JTBビジネスイノベーションズ（東京都港区港南 1-6-31 観光庁長官登録旅行業第 1776 号）
 - （株）JTBビジネスストラテジージョンズ（東京都江東区豊洲 5-6-52 観光庁長官登録旅行業第 1571 号）
 - 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
 - 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡りする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び、本旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

3-1. 旅行の申し込みと契約の成立時期

- 当社又は「受託販売欄」に記載された当社の受託営業所（以下「当社」といいます。）にて必要事項をお申し込みのうえ、次に定める申込金を添えてお申込みいただけます。なお、申込金の額は、原則として旅行代金の 20%以内となります。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立するものいたします。

旅行代金	申込金（おひとり）	
	出発日の前日から起算してさかのぼって 60 日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって 61 日目以前
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで	10 万円以上旅行代金の 20%以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで	5 万円以上旅行代金の 20%以内
15 万円以上 30 万円未満	3 万円以上旅行代金まで	3 万円以上旅行代金の 20%以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで	2 万円以上旅行代金の 20%以内
10 万円未満	旅行代金の 20%以上旅行代金まで	旅行代金の 20%

- ① 当社らは電話、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 3 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申し込みがなかったものとして取り扱います。②お客様が旅行予約サイトて予約・店舗でご支払いする方法を選択した場合、当社らの予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して 2 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めより契約が成立します。③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第 25 項の通信契約による旅行条件を適用し、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。

- 旅行契約は、電話によるお申し込みの場合、本項(2)①により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合、申込金の支払い後、当社らの旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリ、及びインターネットその他の通信手段でお申し込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第 25 項(3)の定めにより契約が成立します。

- 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第 29 項による第三者提供が行なわれることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- 当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務又は、また、郵便、ファクシミリ及びインターネットその他の通信手段を有するものではありません。
- 当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社らは、お客様が当社からの回答をお待ちいただいた期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- 当社らは、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預金金を申込金に充当します。
- 旅行契約は、当社らが前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到着した時に成立するものとします。
- 当社らは、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- 当社らは、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお申し込みの旨を撤回した場合、旅行契約を解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただくません。

4. お申し込み条件

- 18 歳未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方は中学生以下の方のご参加は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が緊力団員、緊力関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当社らにして暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が風俗を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方、心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお持ちの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し込みください。あらかじめ当社らにご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更する etc を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なおお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- 当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として 1 週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお断りする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までににお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しいたことがあります。なお、郵送、電子メール等でお渡しの場合、インターネットを利用したアプリ等でご案内することがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 60 日目に当たる日以降、21 日目に当たる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とおお客様が第 25 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます。）や第 15 項に規定する取消料・違約料、第 10 項に規定されている追加代金及び第 14 項記載の交差し手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第 3 - 1 項の「申込金」、第 15 項(1)①のアの「取消料」、第 15 項(1)②のアの「違約料」、及び第 24 項の「変更補償金」の額の算出際の基準となります。募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空費、船泊、鉄道等運送機関の運賃・料金（この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金を除き、運賃の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。）を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースがあり、ホームページ・パンフレット等に明示します。）
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・埠頭と宿泊場所／旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。）
- 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料）
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金（ホームページ・パンフレット等に特に別注の記載がない限り 2 部屋以上 2 人ずつの宿泊を基準とします。）
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物の運搬料金
 - 航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。航空会社の手荷物有料物に伴い一部含まれない場合もございます。）
- 現地での手荷物の運搬料金（一部含まれないコースがあります。）
 - ただし、一部の空港・駅・港・ホテルではボギーがない等の理由により、お客様ご自身に運搬いただく場合があります。
- 添乗員用コースの同行費用
 - 上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。
- 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
 - 該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額があった場合も追加徴収および返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- 各航空会社より設定される手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等および前項(6)における航空会社の定める手荷物の有料分。
- クリーニング代、電話代、ホテルやレストラン従業員等へのチップその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金）
- ご希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
- 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。（前項(9)のコースの燃油サーチャージは除きます。）
- 旅行日程に明示した国・都市において、現地でご直接徴収される宿泊等の税金・滞税、およびリゾートフィー等ホテルが独自に課金する追加費用（新設されたものを含む。ただし、当該宿泊税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- 日本国内の空港施設使用料等
- 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- 旅行日程中の国際観光旅客税、空港税等（ただし、国際観光旅客税、空港税等を含んでいることを当社がホームページ・パンフレット等で明示したコースを除きます。）
- 特別な配慮・処置に要した費用
- インターネットを通じたサービス提供による通信料

10. 追加代金と割引代金

(1) 第 7 項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。）

- お 1 部屋を使用される場合の追加代金。
- ホームページ・パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- ホームページ・パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- ホームページ・パンフレット等で当社が「C・F クラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。
- 国内線特別代金プラン
- その他ホームページ・パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレット等に記載した場合の追加代金等）。

(2) 第 7 項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。）

- ホームページ・パンフレット等で当社が「ダブル割引」と称し、1 つの部屋に 3 人以上が宿泊することを条件に設定した 1 人あたりの割引代金。

- その他ホームページ・パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

(1) ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてその責任を負いません。

(2) 渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。ホームページ・パンフレット等又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

(1) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため仕むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

(2) 当社が旅行企画・実施する募集型企画旅行商品の航空券は、ホームページ・パンフレット等に特に記載ある場合を除き、IT 運賃（包括旅行用運賃）を適用しているため、当社が予約・発券済み航空便の全区間を利用することが条件となっています。お客様のご都合により復路もしくは一部区間の便に搭乗されなかった場合は、航空会社の運賃条件・規定に基づき、片道普通運賃等を請求させていただいたことがあります。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の定める通用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第 12 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をホームページ・パンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後当社に責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として 11,000 円（消費税込）をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。また利用運送機関・宿泊機関・観光施設等の再予約に伴い追加費用が発生する場合、その金額を請求する場合があります。）また契約上の地位譲渡は、当社が承諾したとき有効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けただ方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、「ルック JTB MySTYLE」| |ユニイテッドホテルイについては、お客様交替を受け付けておりません。その他、利用運送機関・宿泊機関・観光施設等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

① 旅行開始前

① お客様の解除権

ア、お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み店の営業時間内にお受けします。

注） 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約、旅行日程中に 3 泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（日本発着時に船舶を利用するコースを除く）および「夢の休日」など別途ご案内する募集型企画旅行契約の場合は、ホームページ、パンフレットに明示している金額を取消料として申し受けます。

日程表・説明書面に PEX 運賃を利用している旨の記載がない旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降～31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%（10 万円を上限）	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降～15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上：10 万円 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満：5 万円 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満：3 万円 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満：2 万円 旅行代金が 10 万円未満：旅行代金の 20%	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降～3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の 50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%	

日程表・説明書面に PEX 運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行契約の締結時から旅行開始の前日から起算してさかのぼって 41 日目にあたる日まで	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目にあたる日以降～31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10%（10 万円を上限） または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目にあたる日以降～15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上：10 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満：5 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満：3 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満：2 万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が 10 万円未満：旅行代金の 20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目にあたる日以降～3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の 50%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の 100%	

イ、お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 24 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
- 第 13 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社らがお客様に対し、第 5 項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
- 当社に責に帰すべき事由により、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 当社は本項(1)①のアの7により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)①のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻いたします。
- 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が発表された場合は、当社が原則として旅行実施を取りやめます。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しになるときは、所定の取消料が必要となります。

オ、お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、所定の取消料を収受します。か、当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他脱航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、所定の取消料を収受します。

② 当社の解除権

